

令和6年度利用者負担額（保育料）月額表

参考

安芸市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、
保育料を第2子以降完全無料としています。

安 芸 市

階層	階層区分		保育料	
			3号認定	
			3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯等		0 (0)	0 (0)
B 1	1を除 き、市町 村民税課 税額が次 の区分に 該当する 世帯	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
C 1		所得割 48,600 円未満	9,750 (19,500)	9,650 (19,300)
D 1		所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	15,000 (30,000)	14,800 (29,600)
D 2		所得割 57,700 円以上 97,000 円未満	15,000 (30,000)	14,800 (29,600)
D 3		所得割 97,000 円以上 169,000 円未満	22,250 (44,500)	21,950 (43,900)
D 4		所得割 169,000 円以上 301,000 円未満	30,500 (61,000)	30,050 (60,100)
D 5		所得割 301,000 円以上 397,000 円未満	40,000 (80,000)	39,400 (78,800)
D 6		所得割 397,000 円以上	52,000 (104,000)	51,200 (102,400)

上記各階層のうち母子（父子）・在宅障がい児（者）世帯等

B 1 B	市町村民 税課税額 が次の区 分に該当 する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
C 1 B		所得割 48,600円未満	4,500 (9,000)	4,500 (9,000)
D 1 B		所得割 48,600 円以上 57,700 円未満	4,500 (9,000)	4,500 (9,000)
D 2 B		所得割 57,700 円以上 77,101 円未満	4,500 (9,000)	4,500 (9,000)

※（ ）は国が定める基準額

◎この表は、令和6年4月から令和7年3月までの月額表です。なお、3～5歳児の全世帯の保育料は、0円（無償）です。

◎上記所得階層区分は、4月分から8月分までは令和5年度の市町村民税、9月分から翌年3月分までは令和6年度の市町村民税により決定します。

◎保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

◎児童の年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。

◎上記に関わらず、第2子以降は軽減申請をすれば無料となります。